

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
県道	新潟寺泊線	新潟市西区新通字北曾根 479 番地先 から 新潟市西区榎尾字中曾根 24 番 1 地 先まで	前A	4.5~14.0	1,265.2
			前B	8.2~24.2	1,313.2
			後A	4.5~14.0	1,325.2
			後B	8.2~24.2	1,313.2
市道	西 6-48 号線	新潟市西区高山字北曾根 445 番 4 地 先から 新潟市西区榎尾字道下 877 番 1 地先 まで	前	5.6~6.8	175.0
			後	5.6~10.1	235.0

備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。